

## 評価方法がひと目でわかるシート付き

# 自社株の評価方法についても しっかり押さえておこう！

税理士 八木 正宣

自社株式の評価をめくっては、評価方法が複雑なこと、自社株式の評価が高すぎて相続税が払えないことなど、様々な問題が発生しています。そこで本項では、自社株式の評価方法について解説していきます。24ページ以降では、自社株式の評価方法がすぐに判断できるようなシートを紹介しています。あわせて参考にしてください。

### 預

貯金や上場株式であれば、その評価額はすぐに調べることができます。しかし、非上場の同族会社の株式については、上場株式と違って、客観的な時価を見つけるのは難しい状況にあります。そこで非上場株式については、株主の支配状況や会社の規模、財務状況や類似する上場会社の株価などに応じて細かく評価方法が定められています。

まず、贈与を受ける事業承継者が贈与後に、どのような立場になるのかによって評価方法が異なります（24ページからのシートの①を参照）。大部分の株式を所有し、会社を支配する株主であれば、事業承継者が所有する株式には「会社の経営権」としての価値があります。

これに対して、少数の自社株式しか所有していないのであれば、

その自社株式には、「配当期待権」程度の価値しかありません。このため、非上場株式の評価は大きく分けて次のようになっています。

- ・同族株主が所有する株式：会社の業績や資産内容に基づく「原則的評価方式」
- ・少数株主が所有する株式：配当実績に基づく「配当還元方式」

### 小会社は原則として 純資産評価方式で評価

自社株式の評価については、オーナー経営者にとって事業承継上の大きな課題となっています。例えば、自社株式の相続税評価額が高く評価されると、相続税も高くなるという問題が起きます。相続税を払えるだけの現預金があればよいのですが、相続税額に見合った預貯金を準備できていないケ

ースがほとんどです。

このような問題で悩まないためにも、原則的評価方式においては自社株式をどのように評価するか、以下でしっかり押さえておきましょう。

まず同族会社を、業種別に従業員数、総資産額および売上高の組合せにより大会社、中会社または小会社のいずれかに区分します（シートの②を参照）。

大会社の自社株式は原則として、類似業種比準評価方式（図表1）により評価します。類似業種比準評価方式は、類似業種の株価をもとに、評価する会社の1株あたりの配当金額、利益金額および純資産評価額の3つを用いて評価する方法です。

類似業種比準評価方式の場合、利益を3倍にして計算するので、高利益の会社の株価は高くなります。また、過去の利益の蓄積が多く、内部留保の厚い会社も、1株あたりの純資産評価額が大きくなるので、株価が高くなります。ただし、会社保有資産の含み益・含み損については、決算書上の帳簿価額で計算するため、株価の計算に

図表1 類似業種比準価額方式

$$A \times \left( \frac{(B) + (C) \times 3 + (D)}{5} \right) \times \text{斟酌率}^*$$

※斟酌率：大会社は0.7、中会社は0.6、小会社は0.5

算式中の記号の説明

類似業種		評価対象会社	
A	株価（注1）	—	—
B	課税時期の属する年の1株あたりの配当金額	(B)	直前期末の1株あたりの配当金額
C	課税時期の属する年の1株あたりの年利益金額	(C)	直前期の1株あたりの利益金額（注2）
D	課税時期の属する年の1株あたりの純資産価額（帳簿価額）	(D)	直前期末における1株あたりの純資産価額（注3）

（注1）次の1～4のうち最も低い金額

1. 相続発生日の属する月の類似業種の毎日の最終価格の月平均株価
2. 相続発生日の属する月の前月の類似業種の毎日の最終価格の月平均株価
3. 相続発生日の属する月の前々月の類似業種の毎日の最終価格の月平均株価
4. 類似業種の前年平均株価

（注2）損益計算書上の利益ではなく、法人税の課税所得を基礎とした金額を採用する

（注3）相続税評価額で置き直す必要はなく、帳簿価額ベースとなる直前期末の資本金額＋資本積立金額＋利益積立金額

反映されません。  
小会社の自社株式は原則として、純資産価額方式（図表2）によって評価します。純資産価額方式は、会社の資産および負債を相続税評価額に置き直して、相続税評価による資産合計から負債合計および評価差額に対する法人税等

相当額を差し引いた残りの金額により評価します。  
純資産価額方式では、会社が保有する資産の含み益・含み損が株価に反映されず。したがって、たとえ会社の業績が赤字であっても、保有資産の含み益が大きい場合には、株価が高額になるおそれ

図表2 純資産価額方式

$$\frac{\text{総資産価額} - \text{負債の金額} - \text{評価差額に対する法人税額等相当額（注1）}}{\text{発行済株式数}}$$

（注1）相続が発生した時点で発行会社が清算した場合に課せられる法人税等に相当する金額。具体的には、相続税評価額による純資産価額（総資産価額－負債金額）と帳簿価額による純資産価額の差額（評価差額）に42%を乗じて計算した金額

※同族グループの持株割合が50%未満の場合には、上記算式により算出された価額から20%減額する

があります。なお、会社の資産・負債は、贈与の時点における直前期の決算書の数値がベースとなります。  
最後に中会社の自社株式は、大会社と小会社の評価方法を併用して評価します（図表3）。類似業種比準価額方式と純資産価額方式のそれぞれによって評価した価額に、それぞれ一定の割合（以下、Lの割合という）を加味して評価額を求めます。

図表3 併用方式の算式

$$1 \text{株あたりの類似業種比準価額} \times L + 1 \text{株あたりの純資産価額} \times (1-L)$$

Lの割合

会社規模	Lの割合
中会社（大）	0.9
中会社（中）	0.75
中会社（小）	0.6

小会社においては、折衷方式の採用も可能  
以上のように、自社株式の評価方法は会社の規模によって変わります。ただ、大会社と中会社については、純資産価額のほうが低くなるようであれば、純資産価額方式を採用してもよいことになっています。  
また、小会社においては、純資産価額と、Lの割合を0.5とする折衷方式によって算出された価額を比較し、いずれか少ない価額を採用できます。

▼次ページの自社株式評価シートも参照してください！

こんなシートを使って、自社株の評価方法を判定してもらおう！

# 自社株の評価方法はこちら

## ①贈与を受ける株主の判定

会社の区分	株式の取得者の区分		評価方法	
	株主グループ	株主個人		
同族株主 (※1)の いる会社	同族株主 グループ	中心的な同族株主(※2)がない場合		原則的評価方式 →同族会社の規模 の判定へ
		中心的な 同族株主 (※2)が いる場合	中心的な同族株主	
			取得後の持株割合が5%以上	
			役員	
取得後の持株割合が5%未満かつ 役員以外	配当還元方式			
同族株主 グループ以外		—		
同族株主 (※1)の いない会社	15%以上の グループ	中心的な株主(※3)がない場合		原則的評価方式 →同族会社の規模 の判定へ
		中心的な 株主(※ 3)が いる 場合	中心的な株主	
			取得後の持株割合が5%以上	
			役員	
取得後の持株割合が5%未満かつ 役員以外	配当還元方式			
15%未満の グループ		—		

※1…同族株主とは、株主の1人およびその同族関係者が有する株式の合計数が、発行済株式数の30%以上である場合のその株主および同族関係者をいう。ただし、発行済株式数の50%以上を有する同族株主がいる会社においては、その発行済株式数の50%以上を有する株主のみが同族株主となり、その他の株主は、30%以上を有するグループであっても、同族株主以外の株主となる

※2…中心的な同族株主とは、同族株主の1人およびその株主の配偶者、直系尊属、兄弟姉妹、一親等の姻族の有する株式の合計数が、発行済株式数の25%以上である場合におけるその株主をいう

※3…中心的な株主とは、株主の1人およびその同族関係者が有する株式の合計数が発行済株式数の15%以上である株主グループに属し、かつ単独で発行済株式数の10%以上を有している株主をいう



# ご確認ください!

## ②同族会社の規模の判定

総資産額			従業員数				
卸売業	小売・サービス業	その他の業種	5人以下	30人以下	50人以下	99人以下	100人以上
20億円以上	10億円以上	10億円以上					大会社
14億円以上	7億円以上	7億円以上					中会社(大)
7億円以上	4億円以上	4億円以上					中会社(中)
7000万円以上	4000万円以上	5000万円以上					中会社(小)
7000万円未満	4000万円未満	5000万円未満					小会社

どちらか大きいほうの会社規模を採用する → ③評価算式へ

取引金額			会社規模
卸売業	小売・サービス業	その他の業種	
80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社
50億円以上	12億円以上	14億円以上	中会社(大)
25億円以上	6億円以上	7億円以上	中会社(中)
2億円以上	6000万円以上	8000万円以上	中会社(小)
2億円未満	6000万円未満	8000万円未満	小会社

## ③評価算式の確定

### 大会社の場合

- (1)類似業種比準価額
- (2)純資産価額
- (3)(1)と(2)のうち少ないほう

### 中会社の場合

- (1)併用方式による価額
- (2)純資産価額
- (3)(1)と(2)のうち少ないほう

### 小会社の場合

- (1)純資産価額
- (2)類似業種比準価額×0.5+純資産価額×0.5
- (3)(1)と(2)のうち少ないほう